

# 熊野町教育大綱

## (案)

平成28年3月

熊 野 町

# I 熊野町教育大綱について

## 1 はじめに

本町は、平成23年3月に「第5次熊野町総合計画」を策定して、各種施策を推進してきました。平成27年度で中間点を迎え、少子高齢社会の到来、地方創生など社会情勢が大きく変化する中で、町の将来像の実現をより確かなものとしていくため、後期基本計画を策定しました。

日本一の筆の生産量を誇る本町では、筆にまつわる様々な文化継承の営みが個性的、独創的な地域社会を形成してきました。その原動力は「人材」です。我が国の伝統ある文化を肌を感じながら人が成長できる社会は、グローバルな感覚を備えた人材を育成する教育環境としても優れています。

こうした本町の特色を生かした教育を展開していくため、熊野町教育大綱は、町全体で取り組むべき目標や方向性を示したものです。

## 2 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）（以下、「法」という。）の一部改正が平成27年4月に施行され、同法第1条の3第1項の規定により、町長は、教育基本法（昭和22年法律25号）第17条第1項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

この大綱は、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、法第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、町長と教育委員会とが協議、調整したうえで策定するものです。

## 3 他の計画との位置づけ

本大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、「第5次熊野町総合計画」に掲げる将来像『ひと まち 育む 筆の都 熊野』を実現するため、教育分野の重点的に取り組むべき施策の方向性を示すものです。

## 4 大綱の期間

本大綱の期間は、「第5次熊野町総合計画」の期間を鑑み、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、国の動向、社会・教育情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直す場合があります。

## Ⅱ 基本理念

# 『熊野町の未来を担い、筆の都を支える「ひと」を育む』

## Ⅲ 基本方針

基本理念を実現するための取組みの方向性を示すものとして、次の3つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1 「心豊かで能力のある人材を育成する」

#### 1 地域の特徴を生かした教育体制を確立する

- ・ 幼稚園・保育園、小学校、中学校、県立熊野高等学校の連携を強化し、特色ある幼保小中高連携教育を推進します。
- ・ 多様な教育課題に対応し、指導力の向上を図るよう、研修等を通じて、教職員の資質の向上を図ります。
- ・ 小・中学校における総合的な学習の時間の支援や中学校部活動支援など、地域住民の多様な学校支援を促進します。

#### 2 基礎学力を向上する

- ・ 各種の学力調査を継続的に実施して児童生徒の学力実態を把握し、町内全校の教職員を構成員とする教科別部会の設置などにより、有効な対応を検討します。
- ・ 非常勤講師の配置、外部人材の活用、教育研究推進指定校など、基礎学力向上に向けた取り組みを強化します。また、情報機器の整備、英語指導助手の小・中学校への派遣など、情報化、国際化などに対応した教育の充実を図ります。
- ・ 職業に関する知識を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てるキャリア教育を推進します。
- ・ 小学校1年生からの書道科授業の実施、筆づくり体験など、地域の特徴を生かした学習を推進します。また、小・中学校が統一した考え方で生徒指導に取り組みます。

#### 3 健やかに楽しく学べる環境を充実する

- ・ 障害のある児童生徒に対する適切な就学指導を行うとともに、障害に応じた教育や教育環境の充実に努めます。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた人権教育を進めます。
- ・ 命を大切にし、社会のルールを守る心豊かな児童生徒を育成するよう、道徳教育の充実に努めます。

#### 4 安全・安心の教育環境を充実する

- ・ 学校施設の老朽化に対応し、計画的な改修を進めるとともに、維持管理の充実に努めます。
- ・ 児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学路や良好な通学環境の確保に努めます。
- ・ 「交通安全教室」の実施及び地域ぐるみの「下校時の見守りパトロール」を支援し、通学路における安全を確保します。

#### 5 地域のみんで青少年を見守り、育成する

- ・ 青少年の健全育成についての啓発活動を充実し、家庭や地域における教育力の向上を促進します。
- ・ 青少年育成くまの町民会議を中心として、地域における青少年の健全育成環境を整備するとともに、公民館活動、放課後子ども教室などを通じて多様な青少年活動の推進を図り、心身ともに健全な青少年を育成します。
- ・ 青少年の豊かな心を養い、地域社会へ愛着を高めていくよう、コミュニティ活動、ボランティア活動、子ども会活動、祭りなどへの積極的な参加を促進します。

### 基本方針2 「生涯にわたって学べる環境を整える」

#### 1 生涯にわたって学べる環境づくり

- ・ 住民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動を支援するとともに、相互の連携・交流を促進します。
- ・ 生涯学習に係る指導者やボランティアの発掘・養成に努めるとともに、これらの有効な活用を図ります。
- ・ 公民館等の老朽化に対応した施設改修や設備の更新を計画的に進め、機能の維持に努めるとともに、公民館等の連絡調整を図ります。

#### 2 スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり

- ・ NPO法人熊野健康スポーツ振興会との連携を強化し、幼児から高齢者までの生涯スポーツの振興を図り、体力づくり、健康づくりを推進します。
- ・ 体育協会、スポーツ少年団、地域体育推進協議会など各種団体の活動を支援し、競技力の向上を推進するとともに、指導者の確保・資質の向上を図ります。
- ・ 町民体育大会や熊野駅伝大会など、住民が参加しやすく、魅力あるスポーツ大会を開催します。

### 基本方針3 「地域文化を継承し、発展させる」

#### 1 特色ある地域文化の振興を支援する

- ・ 住民の自主的な文化活動を支援するとともに、各種文化講座の開催等文化活動の場と機会の提供に努めます。
- ・ 住民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、音楽・演劇などの鑑賞機会の提供に努めるとともに、それらの提供方法及び住民への周知の充実を図ります。
- ・ 筆の里工房、町民会館、図書館、郷土館など、施設の性格を生かしたネットワーク化を推進し、有効な活用を図ります。

#### 2 文化によるまちの魅力づくりを進める

- ・ 「筆まつり」「全国書画展覧会」「ありがとうの絵てがみ大賞」など、筆の里工房や文化施設を拠点として、筆を生かした全国レベルの文化イベントの充実を図り、筆のまちの魅力づくりを推進します。
- ・ 有形無形の文化財については、環境の整備などにより、歴史と文化にふれる機会として有効活用を図ります。